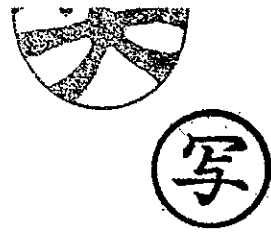


平成二十八年磐梯町告示第十四号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から生ずる。

平成二十八年六月十四日



福島県磐梯町長 五十嵐 源 市



この写は原本に相違ないことを証明する

磐梯町長 五十嵐源市



平成 28 年 6 月 15 日



編入する字名		上に編入される区域	
大字磐梯字七ツ森	大字磐根字北神送	大字更科字七ツ森	二八一九の一、二八二〇の一、二八二二の一及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部
大字更科字七ツ森	大字更科字磨上宮東	大字更科字七ツ森	三二七三の四の一部
	大字更科字村東	大字更科字七ツ森	三二七〇の一
	大字磐根字南神送	大字更科字七ツ森	二二一の一、二二五、二二六、二三〇の一、二三四の一 二八二三の一、二八二五から二八二七まで、二八二八の一、二八五二の一、二八五四の一、二八五七の一、二八五八の一、二八六一の一、二八六二の一、二八六四から二八六六まで、二八六七の一、二八六八の一、二八七六の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部